

情報管理規程

社会福祉法人 鳩山松寿会

情報管理規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 本規程は、社会福祉法人鳩山松寿会（以下「法人」という）の個人情報の取扱いに関する体制・基本ルールを策定し、法人及び各施設事業所が保有する情報の紛失、漏洩、改ざん等を防ぎ、情報管理に関する法人としての社会的責任を果たし、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本規程で使用する用語は、以下の通りとする。

1. 個人情報……………前条の「情報」のうち、個人に関するもので、当該情報に含まれる氏名、生年月日等の記述により、特定の個人を識別できるものをいう。他の情報と容易に照合でき、それにより特定の個人が識別できるものを含む。
2. 機密情報……………「施設外秘」等、外部に公開することが禁止されている情報、及び法人の固有技術・サービスの質に関する固有の情報を指す。
3. 本 人……………法人が保有する個人情報で識別される個人をいう。
4. 職 員……………法人の役員、常勤職員、非常勤職員等をいう

(対象となる情報)

第3条 本規程の対象となる情報は、法人及び各施設事業所等で保管するすべての個人情報を指し、電子データ、印字データの別を問わない。

(適用範囲)

第4条 本規程は、法人の職員に対して適用する。

第2章 情報管理体制

(個人情報管理責任者)

第5条 法人における個人情報管理責任者は事務長とする。

- 2 個人情報管理責任者は、法人における個人情報管理に関する取組みの推進に関する責任を負う。
- 3 個人情報管理責任者は、上記責任を果たす上で必要な事項に関する決定権を有する。

(個人情報管理者)

第6条 施設長を施設事業所における個人情報管理者とする。

2 個人情報管理者は、施設事業所における情報管理に関する取組みを推進する責務を負う。

第3章 個人情報管理に係る安全措置の概要

(個人情報管理に対する基本方針)

第7条 個人情報管理に関する法人としての基本方針を定め、これを公表する。

(個人情報の取扱い)

第8条 職員は、入職時に本規程及びその他情報管理に関する規則を遵守する旨の誓約書を法人に提出すると同時に、これらを遵守しなければならない。退職後においても、在職中に得た個人情報をも漏洩しないことを遵守しなければならない。

(個人情報の収集)

第9条 収集する個人情報の利用目的を明文化し、施設内の掲示やホームページ等適切な方法により外部に公表する。

2 個人情報の収集は、利用目的の達成に必要な限度において行う。

3 収集済みの個人情報の利用目的に変更を要する場合は、変更後の利用目的を公表する。

(個人情報の保管)

第10条 法人で保管する個人情報は、個人情報管理台帳により一元管理するものとする。

2 法人で保管する個人情報は、施錠管理、アクセス権の制限等、必要かつ合理的な安全管理対策を行う。

3 職員は、個人情報管理者の承認なく、個人情報を法人外に持ち出し、あるいは、第三者に提供してはならない。

4 個人情報を取引先、委託先等外部に開示、提供する場合は、事前に個人情報管理責任者の承認を得た上で、機密保持契約を締結してこれを行う。

(個人情報の利用)

第11条 個人情報の利用は、予め開示した利用目的の範囲内で行い、その範囲を超えて利用を行ってはならない。ただし、法令の定めに基づく場合は除く。

2 データ入力等のため、個人情報の取扱いを外部業者に委託する場合、委託先の個人情報取扱いが適切かどうか確認した上、業務委託契約に委託業務遂行以外の目的での利用の禁止、業務終了後の情報の返還又は廃棄、機密保持、違反時の損害賠償等の条項を設けるものとする。長期継続して業務を委託する場合には、委託先の個人情報取扱い状況について確認を行い、必要に応じて指導・契約の見直しを行うものとする。

3 業務の遂行にあたり、個人情報を第三者に提供する必要がある場合は、本人の同意を得るとともに予め個人情報管理責任者に報告し、その指示に従って必要な対応を行う。

(個人情報の廃棄)

第 12 条 保管期限を経過した個人情報、又は当初の目的を達成して不要となった個人情報は速やかに廃棄するものとする。

2 個人情報の廃棄にあたっては、外部へ漏洩しないよう、印字データについてはシュレッダー処理、電子データについてはデータ消去を行わなければならない。

なお、廃棄を外部業者に委託する場合は、外部業者が確実に廃棄したことを確認するものとする。

(個人情報の開示等)

第 13 条 個人情報に関する本人からの問合せ、情報開示・訂正・利用停止の請求等、苦情および照会の受付窓口は法人本部とする。

第 4 章 雑 則

(本規程への違反)

第 14 条 本規程への違反が明らかになった場合、法人は就業規則の定めに従い、違反を行った職員に対する懲戒処分を行うものとする。

(規則)

第 15 条 個人情報管理責任者は、必要に応じ個人情報管理に関する規則を制定するものとする。

(施行)

第 16 条 本規程は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

2 本規程は、平成 29 年 4 月 1 日より一部改定のうち施行する。